

広島県告示第二百九十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和四年四月四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社 誠華

東広島市志和町志和掘三二四六番地六

代表取締役 中本 勝

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二九）第三八四八九号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事（次の各号のいずれかに該当するものをいう。）に係るもの

（一） 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事

（二） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事

（三） 一及び二に掲げる建設工事以外の建設工事であつて、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うもの

2 営業の停止を命じた期間

令和四年四月十八日から令和五年四月十七日まで

五 処分の原因となつた事実

被処分者の元代表取締役は、東広島市が発注した道路河川等維持業務に関し、元東広島市職員に対して、同社を立木伐採作業の下請業者として推奨するなどして、同社が立木伐採作業を下請受注できるよう有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に、現金を供与した。

このことにより、同社の元代表取締役は、広島地方裁判所から刑法第九十八条（贈賄）違反による懲役十か月（執行猶予三年）の判決を受け、令和四年二月九日にその刑が確定した。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。